

「個人番号（マイナンバー）制度」 がスタートしました

平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）制度が導入されたことに伴い、下記の2点についてご協力をお願いいたします。

① 本人確認について

障がい福祉課（26番窓口）における全ての手続きで本人（代理人）の本人確認を行いますので、下記書類をご持参ください。（写しても確認可能です。）

○証明書1つで確認できる場合

- ・官公署発行の顔写真つきのもの

例 個人番号カード、パスポート、運転免許証、障がい者手帳 等

○証明書が2つ必要な場合

- ・氏名、住所又は生年月日が確認できる顔写真なしのもの

例 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書 等

② 個人番号（マイナンバー）の確認について

障がい福祉課（26番窓口）における手続きの中で、裏面の制度については、申請書等に個人番号（マイナンバー）をご記入いただき、確認を行います。

下記のいずれかの書類をご持参ください。

申請者本人の

- ・個人番号カード又は写し
- ・個人番号通知カード又は写し
- ・個人番号が記載された住民票等又は写し

～なりすまし等を防止するため、ご協力をお願いいたします。～

裏面もご覧ください

〈お問い合わせ先〉

山形市障がい福祉課

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212

内線（549・550・580・589・590・621）

FAX 023-632-7091

【個人番号（マイナンバー）の提示が必要な手続き一覧】

	手続き名
1	身体障がい者手帳
2	精神障がい者保健福祉手帳
3	障がい児通所給付
4	自立支援給付（介護給付、訓練等給付等）
5	自立支援医療（更生医療）
6	自立支援医療（育成医療）
7	自立支援医療（精神通院医療）
8	補装具費の支給
9	日常生活用具の給付
10	移動支援事業
11	訪問入浴サービス
12	身体障がい者自立支援訓練事業
13	生活訓練等事業
14	生活介護事業
15	日中短期入所事業
16	タイムケア事業
17	特別児童扶養手当
18	特別障がい者手当
19	障がい児福祉手当
20	福祉手当（経過措置分）

【代理人申請の場合の留意点】

申請する方以外の方が、申請する方の代理で窓口に来られる場合は、申請する方の受給者証、健康保険証など、官公署等から発行された書類を1点お持ちください。もしお持ちにならない場合は、原則として、下記のとおり戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や委任状等が必要となります。

1. 法定代理人

- 申請する方が未成年（20歳未満）で、窓口に来る方が申請する方の未成年後見人 戸籍謄本
- 申請する方が成年被後見人で、窓口に来る方が申請する方の成年後見人 審判書の写し等

2. 任意代理人

- 申請する方が成年（20歳以上）で、窓口に来る方が申請する方のご家族、知人等 委任状
（委任状の様式は任意ですが、障がい福祉課窓口に参加様式がございますので、ご必要な時はお声掛けください。）